



# 紀平真理子のオランダ通信

第13回

## オランダの農業政策（前編）

### プロフィール

1985年、愛知県名古屋市生まれ。南山大学外国語学部スペインラテンアメリカ学科卒業後、コンタクトレンズメーカーで国内・海外業務に携わる。夫の駐在帯同で2011年12月からオランダのアムステルダム市に在住。父の家庭菜園を見て農業に興味を持っていたこともあり、すべてにおいて実利的で交渉上手なオランダ人によるオランダ式農業に魅了されたという。

オランダの農業政策を知るためには、まず欧州連合（EU）の共通農業政策——Common Agricultural Policy、頭文字からCAP——について理解する必要がある。CAPは、1960年に始まったEU域内での農業補助に関する政策である。もともとこの政策は、生産高や耕地面積に対して行なう補助金の直接支払いと、価格維持を目的として施行された。また、農産物の最低価格の保証やEU域外からの農産物に対する関税賦課や輸入量の制限も実施している。しかし、2005年から12年にかけて、制限輸入量の緩和を進め、補助金に関しても生産高を基準とした支給方式から農地管理に基準を置く方式へ移行した。CAPで合意した制度実施内容はCAP加盟国ごとに異なっている。これまでも制度改善を試みてきたCAPだったが、とりわけ14年から20年におけるCAPは大きく前進した。

### CAPの2013年主要政策

13年の主要政策は、①価格・所得政策、②農村開発政策、の2本柱から成り立っていた。

まず、価格・所得政策は、作物別に支持価格を設定し、市場価格が下がった場合はEU加盟国が買い支えを実施する最低価格の保証が基本と

なる。対象作物は、小麦、大麦、トウモロコシ、大豆、牛肉、乳製品などだった。また、92年に開始された生産者の収入を保証するための直接支払いも行なった。制度導入当初は、品目ごとに制定された支払い単価をもとに、面積等に応じて直接支払いがなされていたが、03年以降は直接支払いを生産品目ベースではなく、過去の支払い実績に基づいて額を決めるという方法に移行した。なお、直接支払いを受給するためには、減反や環境・土壌保全等に関する遵守事項などの条件を満たさなければならない。

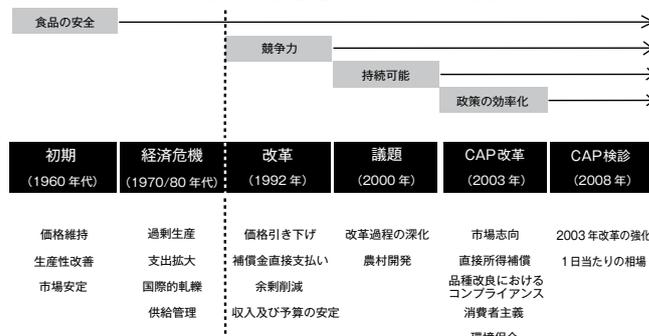
次に、農村開発政策とは、条件が悪い地域の対策と農業環境政策からなる。山岳地帯での農業の存続に対して、人口水準の維持と景観の保全のため、耕作面積に応じた補助金を支給した。対象農家は3ha（南欧は2ha）以上の農地を有し、5年間以上農業活動を継続している農家に限定された。また、農業環境政策では、環境負荷の軽減や景観の保護などに役立つ農法を推進するため、以下の農法を最低5年間実施した農家に対して補助金を支給した。

1. 環境、景観・自然環境、土壌等の保護や向上を目指す農地の利用法
2. 環境に合う農法、集約度の低い



オランダの農村風景（本文とは関係ありません）

### 1962年からのCAPの歴史



3. 農業環境の保全
4. 農地の景観・歴史的特徴の維持
5. 環境保全的農法